

## 発生段階の区分について（4月14日現在）

- 広域圏（保健所管轄）単位で、県が新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取して各段階の判断を行う。
- 医療供給体制のひっ迫のおそれの観点から、累積感染者数、リンクが不明な新規確定患者数、PCR検査等の件数及び陽性率等を考慮した上で、全県統一でレベルを引き上げる可能性がある。

### 域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態  
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

### 域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が特定できない者が発生
- ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生

### 域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3例以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2例とする）
- ② クラスターが複数発生

### 域内まん延期 【Level 4】

**緊急事態宣言** が発出された状態

※レベルの引き上げに係る事例は、14日間カウントすることとする。14日間経過することによって当該事例がカウントされなくなり、要件を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる